

指定相談支援事業所
光道園 相談支援センターこうどうえん 運営規程

第1章 事業の目的

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 光道園（以下「事業者」という。）が運営する相談支援の事業は、次のことを行うことを目的とする。

- 1 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者又は障害者の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与すること。
- 2 介護給付費等の支給決定を受けた障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該者の依頼を受けて、支給決定に係る利用者の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画（利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者等を定めた計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該サービス等利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業者等その他の者と連絡調整その他の便宜を供与すること。
- 3 一般相談支援を利用する障害者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定地域移行支援及び指定地域定着支援を供与すること。（以下「指定相談支援」という）。
- 4 親元からの自立を目指す障害のある方や長期間入所・入院されていた障害のある方に対して地域で生活していくにあたっての相談や支援の調整を行うコーディネーターとして、障害のある方がより地域で暮らしやすいよう医療・保健等関係機関との連携を行うこと（以下「地域生活支援拠点事業」という）。

第2章 運営の方針及び虐待防止のための措置

(指定相談支援の基本方針)

第2条

- 1 事業者は、指定相談支援を、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 事業者は、指定相談支援を、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業者は、指定相談支援の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業者は、事業の運営にあたっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

5 事業者は、指定相談支援を、利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。

6 事業者は、自らその提供する指定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(提供拒否の禁止)

第3条 事業者は、正当な理由なく指定相談支援の提供を拒んではならない。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第4条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び法人内虐待防止委員会への参画。
- 2 成年後見制度の利用支援
- 3 苦情解決体制の整備
- 4 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施及び周知
- 5 その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

第3章 感染症対策・非常災害対策に関する措置

(感染症対策)

第5条 事業所は感染症の発生及びまん延防止に備えるため、感染症対策委員会の設置、感染症に関する事業継続計画の策定及び周知を行い、訓練及び研修を行なうものとする。

(非常災害対策)

第6条 事業所は災害発生時、相談支援事業が継続的に提供できるように事業継続計画を策定及び周知し、それらに基づく訓練及び研修を行なうものとする。

- 2 事業所は訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める
- 3 市町村と連携し災害時避難要支援者である利用者の把握に努める。また自治体から依頼があった場合は個別避難計画策定への協力及びサービス等利用計画や利用者台帳間の情報連携に努める。

第4章 事業所の名称及び所在地

(事業所の名称及び所在地)

第7条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 相談支援センターこうどうえん
- (2) 所在地 福井県鯖江市和田町9-1-1

2 前項のほか一体的に管理運営を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 越前町相談支援センターさざんか
- (2) 所在地 福井県越前町朝日1丁目201

第5章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業員の職種、員数)

第8条 本事業所の従業者の職種及び員数は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 但し常勤、兼務
- 2 相談支援専門員 6名以上 但し3名は常勤、兼務
- 3 指定地域移行支援・指定地域定着支援に従事する者 1名以上
但し1名は常勤、兼務

(職員の職務内容)

第9条 前条に定める職員の職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者は、当該指定相談支援事業所の相談支援員、その他の従業者の管理、指定相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 2 相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を行う。
- 3 指定地域移行支援・指定地域定着支援に従事する者は、地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の作成及びその他の指定地域相談支援に関する業務を行う。

第6章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第10条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日は、月曜日から金曜日とする。ただし、(祝祭日、12月29日から1月3日)を除く。
- 2 営業時間は、営業日の9時00分から18時00分までとする。
- 3 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

第7章 指定相談支援の提供方法、内容及び利用者から受領する費用の額

(相談支援の内容)

第11条 本事業所で行う相談支援の内容は、指定相談支援の他、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者又は障害者の介護を行う者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与することとする。

(指定相談支援の内容)

第12条

- 1 本事業所で行う指定相談支援の内容は、サービス等利用計画の作成をすること及び当該サービス等利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるための指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与することとする。また指定地域移行支援及び指定地域定着支援に関する内容とする。

- 2 前項のサービス等利用計画は、次の事項を定めるものとする。
 - (1) 当該利用者及びその家族の生活に対する意向、当該利用者の総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題
 - (2) 提供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期
 - (3) 障害福祉サービスの種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者
 - (4) 障害福祉サービスを提供する上での留意事項
- 3 指定地域移行支援に関する内容は次の事項を定めるものとする。
 - (1) 地域移行支援計画の作成及び評価
 - (2) 入所施設や精神科病院への訪問による相談
 - (3) 地域に移行する為の活動に関する面接又は同行による支援等
- 4 指定地域定着支援に関する内容は次の事項を定めるものとする。
 - (1) 地域定着支援台帳の作成及び評価
 - (2) 常時の連絡体制の確保
 - (3) 緊急時における支援等

(指定相談支援の具体的取扱い方針)

第13条 指定相談支援の具体的取扱い方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 事業者は、指定相談支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行うものとする。
- 2 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な障害福祉サービス等の利用が行われるようにするものとする。
- 3 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等に加えて、指定障害福祉サービス等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めるものとする。
- 4 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- 5 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者について、本人及び家族の希望、障害の状況、既に提供を受けている指定障害福祉サービス等その置かれている環境等の評価（以下「評価」という。）を通じて利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を適切な方法により把握するものとする。

- 6 相談支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題を把握するための評価に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分説明し、理解を得るものとする。
- 7 相談支援専門員は、利用者についての評価の結果に基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、当該評価により把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容、量及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項を記載したサービス等利用計画の原案を作成するものとする。
- 8 相談支援専門員は、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のためにサービス等利用計画の原案に位置付けた指定障害福祉サービス等の担当者〔以下この条において「担当者」という。〕を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該サービス等利用計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 9 相談支援専門員は、サービス等利用計画の原案に位置付けた指定障害福祉サービス等について、法の介護給付等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により支給決定障害者等の同意を得るものとする。
- 10 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を支給決定障害者等及び担当者に交付するとともに、市町村へその写しを提出するものとする。
- 11 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。〔以下「モニタリング」という。〕）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- 12 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定障害福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する他、その結果を記録するものとする。
- 13 相談支援専門員は、支給決定を受けている利用者が、支給決定の変更の決定をされた場合においてはサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、サービス等利用計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 14 第1号から第10号までの規定は、第11号に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。
- 15 相談支援専門員は、適切な指定障害福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設などへの入院又は入所を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- 16 相談支援専門員は、指定障害者支援施設等から退院又は退所しようとする利用者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、サービス等利用計画の作成等の援助を行うよう努めるものとする。

(地域生活支援拠点事業の内容)

第14条 地域生活支援拠点事業の内容は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 障害者およびその家族に対する相談支援（地域移行、親元からの自立または発達障害に関する事等）または支援調整（コーディネート）など次に掲げるものとする。
 - (1) 一般相談
 - (2) 緊急時の相談
 - (3) 発達障害に関する相談
 - (4) 地域移行に関する相談支援
 - (5) 緊急時の関係機関への連絡調整
 - (6) 保健・医療・地域連携のためのコーディネート業務
- 2 障害者に対する緊急時の受入れ・対応（ショートステイ等の確保）
- 3 居住支援（障害者支援施設、グループホーム等）
- 4 障害者に対する体験の機会・場（集いの場）の支援
 - (1) 体験の機会（就労）
 - (2) 障害者の居場所の確保
- 5 障害者および発達障害の理解に関する地域への普及啓発
- 6 その他障害者福祉全般に関する事

(交通費等の受領)

第15条 事業者は、法定代理受領を行わない指定相談支援を提供した際は、利用者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により算定されたサービス等利用計画作成費の額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業者は、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定相談支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者から受けるものとする。当該交通費の額は、公共交通機関を使用した場合はその実費、又、自動車を使用した場合は片道1km当たり10円とする。
- 3 事業者は、前2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。
- 4 事業者は、前2項の費用の額に係る相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

第8章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第16条 通常の事業の実施地域は、鯖江市とする。

第9章 その他運営に関する重要事項

（苦情解決）

第17条 事業者は、その提供した指定相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、その提供した指定相談支援に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該職員からの質問もしくは事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

（勤務体制の確保）

第18条 事業者は、利用者に対し適切な指定相談支援を提供できるよう、事業所ごとに相談支援専門員その他の従業者の勤務体制を定めておくものとする。

2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の相談支援専門員に指定相談支援の業務を担当させるものとする。ただし、相談支援専門員の補助の業務についてはこの限りではない。

3 事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

（秘密の保持）

第19条 相談支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、相談支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は、当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

（記録の整備）

第20条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する指定相談支援の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

第21条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 光道園と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成23年 1月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。

この規定は 平成31年 4月1日から施行する。

この規定は 令和 4年 4月1日から施行する。

この規定は 令和 6年 4月1日から施行する。